令８－１２肢３

第１．肢の結論

正しい

第２．２３０条の２にいう「真実であることの証明」の対象

１．問題の所在

甲が「人のうわさであるから真偽は別として」という表現を用いて，うわさの内容として，「X 市長は，建設業者から多額の賄賂をもらっていることである」と記載したパンフレットを配布した。この行為により，X の名誉が毀損されている。甲は名誉毀損罪（２３０条）の構成要件に該当する。

一方で，甲は，公人である X に対する「賄賂の事実」を指摘しており，２３０条の２「公共の利害に関する事実」かつ，事実であれば X は市長にふさわしくないので，「公平を図る目的も」ある。もっとも，２３０条の２に該当するには「真実」であることの証明も必要である。そこで，本件の行為は真実であるといえるか，何を持って真実とするか，その基準が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

「真実であることの証明」の対象となるのは，うわさそのものが存在することではなく，うわさの内容たる事実の真否である。したがって，甲の行為は２３０条の２に該当しないこととなる。

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，甲は，X 市長のわいろの事実の前置きとして，「人のうわさであるから真偽は別として」と表現をして，パンフレットを配布している。この表現から，うわさ，そのものが，存在することは真実であると思われる。

そして，うわさは，嘘も含まれるのが通常である。これらのことから，事実の真否がなくても，うわさの存否は真実である以上，２３０条の２の真実性の要件にあたるとも思える。ただ，この結論は，外部的な名誉の保護が不十分になり問題である。

なぜなら，かりに噂で，真否が確かめられないと銘をうっても，それを信じてしまうものがいるからである。このような危険な行為を処罰できないのは，法益保護の見地から見て問題である。被害者を保護する必要がある。

２３０条の２の法的性質は，違法性阻却事由である。社会的相当な行為といえる場合に限り，阻却するのが法の趣旨である。この趣旨からすると，うわさの事実の真否であるのが相当である。なぜなら，公然と事実を指摘するものは，社会的責任を負っている。一般大衆と同じように，安易にうわさの存否だけで発信することは，社会的責任を全うした行為とは言えない。事実の真否を調査して初めて，表現者として社会的責任を全うしたといえると解するからである。

以上